【申請者(生徒)の	保護者 一	等について】	ふりがな				
保護者等の住所			保護者等の氏名				
申請者(生徒)との 関係	親梢	電話 - 親権者・未成年後見人・未成年後見人である里親・ 主たる生計維持者・申請者(生徒)本人・その他()					
世帯区分 ※該当する世帯の口に	<u>_</u>	□ 生活保護受給世帯(生活保護受給世帯であって生業扶助を受給しています。) □ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯です。					
印を付けてください。	Πì						
保護者等の収入の物	犬況(こ*	ついて】(※(1)~(3)のいずかれの□]に印を付けてください。	,)			
	3和2:	5年法律第144号)第36条の規定					
①		生業扶助の措置状況が分かる証明書					
2) 次の者の課税詞	E明書等	等を提出します。 (提出を省略する場	合は、 (3) ①の□に阝	Dを付けてください。)			
1)		親権者(両親)2名分					
2		親権者1名分 ・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合等					
3		未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。)					
4		申請者(生徒)の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合等					
5		申請者(生徒)本人 親権者,未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 等					
	が付する	る者 (①~⑤) の氏名及び生徒との紹 はまれ (事件) しの体板		中华水 (4.41) L の体区			
氏名		申請者(生徒)との続柄	氏名	申請者(生徒)との続杯			
3) 次の理由に b N) 理:1	<u> </u>					
し, ハンエ田にあり	, ₽ ^1	ルボンヨ サビル田 しみにんり					

【書類チェック欄(※申請書を提出する前にチェックしてください。)】					
生活保護受給世帯	□ 生業扶助の措置状況が分かる証明書 ※生活保護受給世帯であって生業扶助を受給している世帯は、添付が必要です。				
道府県民税所得割及 び市町村民税所得割 非課税世帯	□ 課税証明書・非課税証明書等 ※道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯は、添付が必要です。				

その他の者について(家計急変以外用)(裏面)

記入上の注意

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の ①~⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項,第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助の措置状況が分かる証明書を提出してください。
- ハ(2)①,②又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(課税証明書・非 課税証明書等)を添付してください。

「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(2)④及び⑤並びに(3)②の「親権者が存在しない場合」に含まれます。

- 二 (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類(課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合 法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

<u>留意事項</u>

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

その他の者について	(家	計急変用)					
【申請者(生徒)の任	呆護者	「等について】					
	₹		ふりがな				
保護者等の住所			保護者等 の氏名				
申請者(生徒)との		電話					
関係		親権者 ・ 未成年後見人 ・ 未成年後見人である里親 ・ 主たる生計維持者 ・ 申請者(生徒)本人 ・ その他(
世帯区分 (※口に印を付けてください。)	Πì	□ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯に相当します。					
	- 115						
【保護者等の家計急変		別について) の確認書類を提出します。					
①		親権者(両親)2名分					
2		親権者1名分 ・離婚, 死別等により親権者が1人の場合, ・親権者が存在するものの, 家庭の事情によりやむを得ず, 親権者の1人の確認書類を 提出できない場合 等					
3		未成年後見人()名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合(未成年後見人が複数選任されている 場合は、全員分) (未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者 である場合は、その者を除く。)					
4		申請者(生徒)の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等					
(5)		申請者(生徒)本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合 等					
	る者	(①~⑤) の氏名及び生徒との続柄					
氏名		申請者(生徒)との続柄	氏名	申請者(生徒)との続柄			
【書類チェック欄(氵	※申請	書を提出する前にチェックしてくださ	い。)]				
できるもの		資格者証、解雇通知書、破産宣告通知 う与明細など、家計急変前の収入状況が		など、家計急変の原因が確認			

- □ 会社作成の給与見込、直近の給与明細(原則3か月分)、賞与明細書、又は賞与見込額に関する書類、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など、家計急変後の収入状況が確認できるもの
 □ 扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書など扶養親族の人数、年齢が確認できるもの

その他の者について(家計急変用)(裏面)

記入上の注意

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の ①~⑤は除きます。
 - ①児童福祉法第33条の2第1項,第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により 親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきことと された未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ(2)①,②又は③に該当するときは、保護者全員の確認書類を添付してください。 「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」と は、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当し ます。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」 は、(2)④及び⑤並びに(3)②の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ハ (2)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合 法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

留意事項

イ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。